

春日井市行政改革大綱項目別一覧表

総務省指針「集中改革プラン」事項 ~ と、春日井市行政改革大綱の取組の関連を示す	該当数
事務・事業の再編・整理、廃止・統合	15
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	6
定員管理の適正化	6
手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）	3
第三セクターの見直し	2
経費節減等の財源効果	25
その他	

人材の育成及び行政体制の整備

- 1 人材の育成

番号	取組名	内容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	複線型人事制度（注1）への移行	若年職員の能力開発と適性把握を目的として、異なる部門への定期的な人事異動を実施します。 また、職員自らが目標を定め、自己の能力を発揮できるよう、その個々の適性を活かし、処遇していく制度を構築します。				
	人事考課制度の見直し	従来の年功序列型から能力・実績主義に対応する新たな評価システムを構築します。				
	研修体系の見直し	選択型研修を取り入れ、参加意欲を高めるとともに、複線型人事制度に対応できる様々な能力を養成するため、研修体系を見直します。				
	市民起点の発想感覚の養成	市民の目線で行政サービスができるよう、コミュニケーション能力を高めるとともに、ボランティアやNPOなどの活動に積極的に参加している市民を講師に招くなどして、市民の発想を吸収できるような感覚を養成します。				

- 2 適正な職員の定数管理

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	定数管理の適正化	団塊の世代の大量退職を迎えるにあたり、一定の行政サービスを確保するためには、職員の担うべき業務を整理し、適正な定数管理に努める必要があります。そのためには、骨格となる職員の年代構成の平準化を目指し、今後10年間の退職者の概ね2分の1を毎年度均等に採用を行うと同時に、平成21年度末までの5年間で保育職、消防職及び医療職を除き、現行の職員定数の9パーセントを削減します。			平成21年度末まで	
	再任用制度への対応	再任用職員の定数の設定や再任用にあたっての適性の確認など、選考制度の導入や長年の知識と能力を活かしながら、行政サービスの向上にもつながる職務を構築します。				
	フルタイム制、短時間勤務等多様な勤務体制の推進	従来、公務員は終身雇用のフルタイムが原則ですが、任期付採用職員や短時間勤務職員などの多様な雇用形態による人材を活用します。				

- 3 簡素で機能的な職員体制の整備

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	グループ制の導入による機動性の確保	組織の縦割り、硬直化という弊害を避け、簡素で効率的な執行体制とするため、試行的に一部の部門でグループ制を導入します。				
	適正な職制の構築	簡素でわかりやすい職制を目指し、主幹・副主幹制度や担当主査とそれ以外の主査のあり方を見直します。				
	業務内容による適正な職員配置の見直し	行政需要に対応して適正な職員数を配置します。				

- 4 給与の適正化

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	能力、業績を重視した給与制度の導入	現行の給与制度は、基本的には、年功序列型となっており、必ずしも能力や業績に応じたものになっていないため、それらを公正・公平に評価し、給与に適切に反映していくような新たな給与制度を導入します。				
	市独自の諸手当の見直し	通勤手当、特殊勤務手当など諸手当のうち独自なものについて、業務内容を踏まえ、その妥当性を見直すとともに、国や近隣市の制度との比較検討を行い、適正化を推進します。				

行政運営システムの見直し

- 1 経営的感覚を持った行政運営方法への転換

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	経営的発想による行政の管理	<p>次の～のような経営的発想により行政運営を行っていくため、広聴広報部局、総合政策部局、行政評価担当部局を一元化し経営統括機能を持たせます。また、4の業務の改善を行う担当も当該部局に置き、を実施するほか、行政改革の進捗管理を行います。</p> <p>「迅速かつ的確な市民の意向の把握」「市民の意向に沿った適切な施策の優先順位付け」「優先順位付けの理由の積極的な説明・開示」のサイクルによる市政全体の施策の管理</p> <p>個別事務事業ごとの費用対効果分析に基づく行政管理</p> <p>新たな収入を生み出す施策の推進、適切な受益者負担の導入</p> <p>市民の意向に沿い、かつ、コストの低い業務体制の企画と継続的な業務の合理化・改善</p>				
	経営会議による重要施策の決定	重要施策については、上記により新設する部局が主導的に実施する経営会議により検討し、予算に反映させる仕組みを導入します。				
	施策評価の導入	上記ののサイクルの実効性を高めるために、施策の効果的かつ効率的な推進に向け、施策を構成する事業の優先順位付けを行う「施策評価」を導入し、併せて、この評価システムと連動した予算の枠配分システムを導入します。				

- 2 市民と行政の役割の再検討

番号	取組名	内容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	市民と行政の役割を明らかにするための仕組みづくり	<p>市民と行政がそれぞれの役割の考え方を共有できるように、パブリックコメント制度など、市民と行政が共に考えることができるような仕組みにより、市民と行政の役割についての基本的な考え方を定めます。</p>				
		<p>その基本的な考え方では、次の事項を併せて定めます。</p> <p>既存の事業について、行政だけがその役割を担うべきものかどうかを整理します。</p> <p>市民と連携・協働すべき事業を明らかにし、その連携・協働の仕組みを充実します。</p> <p>連携・協働を推進するため、事業の立案の段階から広く市民の意見を聴取しつつ、事業の立案を進める仕組みを構築します。</p> <p>大学、企業との共同研究や連携・協働施策についての方向性を定めます。</p>				
	民間活力を活用するための仕組みづくり	<p>指定管理者制度（注3）、PFI手法（注4）等のアウトソーシングを積極的に導入・活用できるように、その導入・活用の基本方針を策定します。</p>				
		<p>指定管理者制度については、今後、原則として、公募により多様な主体の参画を図ることとし、また、現在、公共的団体等に管理を委託している施設については、公共的団体等の今後の事業活動のあり方や適正な組織・体制等に関する抜本的な見直しを行ったうえで、公募型の制度に移行します。</p>		平成18年9月まで		

- 3 広聴広報体制の再整備

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	積極的な市民の意向の把握	<p>これまで実施してきた、まちづくり懇談会、市長へのホットライン、各種モニター制度については、幅広い層の意向が把握できるようにするなど、内容を充実させるとともに、聴取した市民の意見や意向をデータベース化等により体系的に整理します。</p>				
		<p>市民意向調査を年1回行うなど、様々な手段によりさらに広く市民の意向を把握し、これを予算に反映させるシステムを構築します。また、個々の事業の執行等に当たっても、できるだけ市民の意向を広く調査・把握したうえで、事業の執行等を行うことができるような仕組みを構築します。</p>				
	積極的な情報提供の推進	<p>行政の説明責任の観点から、これまで以上に積極的な情報提供を図るため、ホームページ及び広報紙について、情報鮮度、使いやすさ・読みやすさを向上させるための見直しを行うとともに、掲載情報の重要性・必要性の観点からの内容を見直します。</p>				
		<p>提供する情報の内容の見直しと併せて、市民のニーズを把握しつつ、最適な情報提供の方法について検討します。</p>				

- 4 市民の視点に立った業務体制の見直し

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	事務手続きの見直し・簡素化	<p>事務手続きの方法や規則・要綱等の行政文書について、市民に負担をかけていないかの観点や必要性の観点から総点検を行い、廃止を含めて見直します。</p> <p>同時に、必要性の乏しくなった行政内部の業務を位置づけているもの、行政内部の業務体制を硬直化させる要因となっているものを原則廃止します。</p>				
	常に業務の改善を行う体制の整備	積極的な改善提案制度の実施、QC（注5）手法を用いた事務の見直し、業務フローチャート分析などにより、常に行政内部の業務体制をチェックする担当を常設し、行政評価担当部局との密接な連携が図れるような体制を整備します。				
	市民の視点に立った組織体制への改善	<p>来庁した市民の利便性の向上を図るため、部局の名称の変更など市民にとってわかりやすい組織への再編、ワンストップサービス化などを、市民アンケート等を実施したうえで行います。</p> <p>出張所等の機能の再編、電子申請の拡充、電子交付等について、そのニーズの把握と費用対効果の分析を行いつつ検討し、方向性を決定します。</p>				

企業経営的意識を持った財政運営

- 1 自主財源の確保

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	収納率の向上	<p>自主財源の確保と負担の公平性の観点から収納率向上を図るため、新たな徴収システムの構築を目指します。</p> <p>市税を始め、保育料や市営住宅使用料など収入に対し、収納窓口の多様化を図るため、コンビニ収納を導入します。</p> <p>市税等に滞納がある者に対し、実状に応じて行政サービスのあり方について検討します。</p> <p>県などとの広域的連携による市税の徴収体制について検討します。</p>				
	受益者負担の適正化	<p>「経営」の観点からサービスの提供にかかるコストを縮減するとともに、料金を民間・他団体・国の基準等と比較しながらコストとバランスを欠いているものは均衡を図るよう見直します。</p> <p>同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差があるものは見直します。</p> <p>従来、無料であった行政サービスについても、受益者の適正な負担を求めため、有料化について検討します。</p>				
	未利用地等の有効活用	<p>平成16年度より新たに導入された土地リース制度(注6)を活用することによって、今まで土地を取得できなかった企業についても積極的に誘致を推進します。</p> <p>保有資産の利用計画や利用状況を見直して、土地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図るとともに、活用できない土地については、売却を検討します。</p> <p>将来事業化が予定されているが当面は利用されない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。</p>				

- 2 健全な財政運営

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	業務委託の推進	経費の節減、事務効率化等を図るために、委託が可能な事業を洗い出し、積極的に委託を推進します。				
	公共工事のコスト縮減	「春日井市公共工事縮減対策に関する新行動計画」に基づき、計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法の導入などによる直接的な工事コストの縮減を図ります。				
		建設コストの縮減や職員の意識改革を図るため、インハウスVE(注7)を推進します。				
	公営企業等の経営健全化	事業の効率化や経費の見直しなどを行うとともに、受益者負担の適正化を図ります。				
	公共施設の管理の見直し	長期的な視野から計画的に修繕を加えることにより、総コストの縮減化をはかるとともに、施設の延命化を図ります。				
		利用率の少ない施設や設置した意義が薄れてきている施設、類似施設などについては、利用実態や地域性などを考慮し、縮小・統合・休止・廃止を検討します。				
	新たな入札・契約方式の導入	これまで改善されてきた入札・契約制度の一層の定着・浸透を図りながら透明性、競争性、効率性を高めつつ、市内業者の育成も考慮するとともに、情報化の進展などに伴い、諸手続きの合理化・簡素化のため、電子入札を導入します。				
(6)	補助金等の整理合理化	様々な団体等に対する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果及び経費負担のあり方等について検討し、整理合理化を推進します。				
(7)	第三セクター等の見直し	事業内容、経営状況及び公的支援等について、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開を図ります。				
		また、統廃合を含めた既存法人の見直しを積極的に進めるとともに、給与及び役員数の見直し、組織機構のスリム化等を行います。				

- 3 将来を見据えた財政運営

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	予算編成システムの再構築	事務的な経費や施策的な経費などに区分した枠配分のあり方を検討します。				
		予算執行において、節減した経費の評価のあり方を検討します。				
	企業会計的手法の導入	今後の財政危機に対応するため、企業会計的手法における引当金に相当する積立金を設けるとともに、貸借対照表（バランスシート）や損益計算書（行政コスト計算書）等財務諸表を作成します。				
		企業経営的財政運営に関する職員の意識改革を図るため、新たに研修を導入し、職員に原価意識を持たせます。				

- 4 財政状況の透明性の確保

番号	取組名	内 容	取組年度			集中改革プラン
			17	18	19	
	わかりやすい財政状況の公表	本市の財政状況をわかりやすく分析した資料を公表し、資産や負債などの財政状態や、行政にかかるコストを明らかにします。				
		市の現状を市民に理解してもらうために、事業などの企画立案から実施に至るまで、可能な限りより多くの情報をわかりやすくかつ迅速に市民に公表します。				
	中期財政計画の公表	将来的な健全性を確保するとともに、将来の財政状況を市民に理解してもらうために、次の財政運営数値目標を目指した中期財政計画を毎年度公表します。 ア プライマリーバランス（注8）の黒字化を堅持します。				
		イ 平成15年度の起債制限比率（注9）12.3パーセントを平成19年度末までに11パーセント未満とすることを目指します。				